

## ○ 土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付52構改B第601号農林省構造改善局長通知）新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p><b>1 土地改良区体制強化事業を実施していない地方連合会等の特例</b></p> <p>(1) 土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(2)の土地改良施設の診断・管理指導（以下「管理指導事業」という。）を実施していない都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）が、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「<u>適正化事業実施要綱</u>」という。）に基づき、土地改良施設維持管理適正化事業について、<u>適正化資金</u>の拠出、交付金の交付等を行う場合には、あらかじめ<u>地方農政局長等（北海道にあっては農林水産省農村振興局長（以下単に「農村振興局長」という。）</u>、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、<u>その他の都府県にあっては当該地方連合会の所在地を管轄する地方農政局長をいう。</u>以下同じ。）の認定を受けなければならない。</p> <p>(2) 地方連合会が(1)の認定を受けようとする場合には、次の事項を記載した認定申請書（別紙様式第1）を関係都道府県を経由して提出しなければならない。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>本事業</u>の事務処理体制に関する事項</p> <p>(3) <u>地方農政局長等</u>は、(2)の申請を審査した結果、当該申請に係る地方連合会が、関係都道府県又は他の地方連合会の応援等により、管理指導事業と同程度の土地改良施設の診断・管理指導及び<u>本事業</u>の事務遂行が可能であると認めた場合には、(1)の認定を行うものとする。</p>	<p><b>1 土地改良区体制強化事業を実施していない地方連合会等の特例</b></p> <p>(1) 土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の2の(2)の土地改良施設の診断・管理指導（以下「管理指導事業」という。）を実施していない都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）が、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「<u>要綱</u>」という。）に基づき、土地改良施設維持管理適正化事業（以下「<u>適正化事業</u>」という。）について、<u>資金</u>の拠出、交付金の交付等を行う場合には、あらかじめ<u>地方農政局長</u>（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）の認定を受けなければならない。</p> <p>(2) 地方連合会が(1)の認定を受けようとする場合には、次の事項を記載した認定申請書（別紙様式第1）を関係都道府県を経由して提出しなければならない。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>適正化事業</u>事務処理体制に関する事項</p> <p>(3) <u>地方農政局長</u>は、(2)の申請を審査した結果、当該申請に係る地方連合会が、関係都道府県又は他の地方連合会の応援等により、管理指導事業と同程度の土地改良施設の診断・管理指導及び<u>適正化事業</u>の事務遂行が可能であると認めた場合には、(1)の認定を行うものとする。</p>

(4) 地方農政局長等は、(3)により認定を行った場合には、関係都道府県を經由して当該申請に係る地方連合会に通知するほか、全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）及び農村振興局長に通知するものとする。

## 2 認定に係る地方連合会の土地改良施設の診断・管理指導

認定に係る地方連合会の土地改良施設の診断・管理指導により、地方農政局長の認定を受けた地方連合会が1の(2)の申請書に記載された方法に従って行う土地改良施設の診断・管理指導は、適正化事業実施要綱第2の7に規定する管理指導事業とみなす。

## 3 事業内容の基準等

### a 整備補修事業

(1) 適正化事業実施要綱第2の1の整備補修事業について、適正化事業実施要綱第2の7に規定する事業内容の基準は、次の全てを満たすものとする。

ア 管理指導事業の結果又は国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）等に従って策定する施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画（国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。以下「機能保全計画」という。）において必要と認められた整備補修であって、適正化事業実施要綱第4の2の規定に基づく改良区等拠出金の対象となっているものであること。

イ・ウ （略）

(2) 整備補修事業として行う土地改良施設の整備補修工事とは、おおむね5年間単位に行われる施設の整備補修であって、毎年経常的に行うべきものを除くものとする。

なお、土地改良施設の一部更新を実施する場合は、当該一部更新を実施することにより、当分の間、当該施設を全面的に改修しなくとも施設機能を保持できることが確実であると見込まれる場合に限る。

(4) 地方農政局長は、(3)により認定を行った場合には、関係都道府県を經由して当該申請に係る地方連合会に通知するほか、全国土地改良事業団体連合会（以下「全国連合会」という。）及び農村振興局長に通知するものとする。

## 2 認定に係る地方連合会の土地改良施設の診断・管理指導

認定に係る地方連合会の土地改良施設の診断・管理指導により、地方農政局長の認定を受けた地方連合会が1の(2)の申請書に記載された方法に従って行う土地改良施設の診断・管理指導は、要綱第2の6に規定する管理指導事業とみなす。

## 3 適正化事業の基準等

(1) 要綱第2の6に規定する整備補修の基準は、次の全てを満たすものとする。

ア 管理指導事業の結果又は国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）等に従って策定する施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法等を定めた計画（国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。以下「機能保全計画」という。）において必要と認められた整備補修であって、要綱第3の2に基づく改良区等拠出金の対象となっているものであること。

イ・ウ （略）

(2) 適正化事業として行う土地改良施設の整備補修工事とは、おおむね5年間単位に行われる施設の整備補修であって、毎年経常的に行うべきものを除くものとする。

なお、土地改良施設の一部更新を実施する場合は、当該一部更新を実施することにより、当分の間、当該施設を全面的に改修しなくとも施設機能を保持できることが確実であると見込まれる場合に限る。

これらの内容を例示すれば、別紙1-1のとおりである。

- (3) 適正化事業実施要綱第4の1に規定する緊急整備補修(以下単に「緊急整備補修」という。)の基準は、次に掲げるいずれかの事由が生じていることとする。

ア・イ (略)

#### b 防災減災機能等強化事業

適正化事業実施要綱第2の2の防災減災機能等強化事業について、適正化事業実施要綱第2の7に規定する事業内容の基準は、次の全てを満たすものとする。

ア 管理指導事業の結果又は機能保全計画において必要と認められた施設整備であって、適正化事業実施要綱第4の2の規定に基づく改良区等拠出金の対象となっているものであること。

イ 農村地域の防災・減災、施設管理の省エネルギー化・再生可能エネルギー利用及び省力化のための施設整備であって、次のいずれかに該当すること。

① 防災重点農業用ため池、用排水施設等の機能の保持又は向上を図ることで、豪雨や地震による農地・農業水利施設や集落、市街地等の被害の防止・軽減に資するもの。

② 用排水機場における省エネルギー技術の導入や部品・機器の交換又は更新、再生可能エネルギー発電施設の整備により、施設管理に係る電力又は燃料の使用抑制に資するもの。

③ 用排水機場、水門等の管理にICTを導入すること等により、施設管理に係る労力の節減に資するもの。

なお、これらの内容を例示すれば、別紙1-2のとおりである。

ウ 1地区当たりの事業費が100万円以上のものであること。

#### 4 土地改良区等の拠出金

##### a 整備補修事業

- (1) 整備補修事業における適正化事業実施要綱第4の2の土地改良区等ごとの各年度の拠出金の算定は、次式により行うことを原則とする。

$$A \times (0.6 - Q)$$

$$P = \frac{\quad}{\quad}$$

これらの内容を例示すれば、別紙1のとおりである。

- (3) 要綱第3の1に規定する緊急整備補修(以下単に「緊急整備補修」という。)の基準は、次に掲げるいずれかの事由が生じていることとする。

ア・イ (略)

(新設)

#### 4 土地改良区等の拠出金

- (1) 要綱第3の2の土地改良区等ごとの各年度の拠出金の算定は、次式により行うことを原則とする。

$$A \times (0.6 - Q)$$

$$P = \frac{\quad}{\quad}$$

n

P = 毎年度の土地改良区等の拠出金

A = 一定期間 (n) 内における整備補修事業の実施に要する経費として見込まれる額

Q = 都道府県の補助率

n = 期間 (原則として5年とする。) (単位: 年)

(2) (略)

(3) 適正化事業実施要綱第4の2の規定により緊急整備補修を実施する年度に一括して拠出することとされる土地改良区等ごとの拠出金の算定にあつては、(1)にかかわらず次式により行うこととする。

ア 緊急整備補修によりその管理する土地改良施設に係る整備補修事業の実施を了する土地改良区等の拠出金

$$R = A \times (0.6 - Q) - S$$

R = 土地改良区等の緊急整備補修の実施に伴い一括して拠出することとされる拠出金

A = 整備補修事業の実施に要する経費として見込まれる額

Q = 都道府県の補助率

S = 整備補修事業に拠出を開始した年度から緊急整備補修を実施する年度までに拠出した拠出金

イ 緊急整備補修によりその管理する土地改良施設に係る整備補修事業の実施を了する土地改良区等に代わって整備補修事業に拠出することとなる土地改良区等 (以下「新規加入適正化資金拠出者」という。) の拠出金

$$T = A \times (0.6 - Q) - U$$

T = 新規加入適正化資金拠出者が整備補修事業への拠出を開始する年度において一括して拠出することとされる拠出金

A = 整備補修事業の実施に要する経費として見込まれる額

Q = 都道府県の補助率

U = 新規加入適正化資金拠出者が整備補修事業への拠出を開始する年度の翌年度以降において拠出する予定の拠出金

(4) 都道府県の補助金は、整備補修事業の実施に要する経費の3割に相当する額を標準とする。

n

P = 毎年度の土地改良区等の拠出金

A = 一定期間 (n) 内における適正化事業の実施に要する経費として見込まれる額

Q = 地方公共団体の補助率

n = 期間 (原則として5年とする。) (単位: 年)

(2) (略)

(3) 要綱第3の2の規定により緊急整備補修を実施する年度に一括して拠出することとされる土地改良区等ごとの拠出金の算定にあつては、(1)にかかわらず次式により行うこととする。

ア 緊急整備補修によりその管理する土地改良施設に係る適正化事業の実施を了する土地改良区等の拠出金

$$R = A \times (0.6 - Q) - S$$

R = 土地改良区等の緊急整備補修の実施に伴い一括して拠出することとされる拠出金

A = 適正化事業の実施に要する経費として見込まれる額

Q = 地方公共団体の補助率

S = 適正化事業に拠出を開始した年度から緊急整備補修を実施する年度までに拠出した拠出金

イ 緊急整備補修によりその管理する土地改良施設に係る適正化事業の実施を了する土地改良区等に代わって適正化事業に拠出することとなる土地改良区等 (以下「新規加入資金拠出者」という。) の拠出金

$$T = A \times (0.6 - Q) - U$$

T = 新規加入資金拠出者が適正化事業への拠出を開始する年度において一括して拠出することとされる拠出金

A = 適正化事業の実施に要する経費として見込まれる額

Q = 地方公共団体の補助率

U = 新規加入資金拠出者が適正化事業への拠出を開始する年度の翌年度以降において拠出する予定の拠出金

(4) 地方公共団体の補助金は、適正化事業の実施に要する経費の3割に相当する額を標準とする。

## b 防災減災機能等強化事業

(1) 防災減災機能等強化事業における適正化事業実施要綱第4の2の土地改良区等ごとの各年度の拠出金の算定は、次式により行うことを原則とする。

$$P = (A \times (0.5 - Q) + R) / n$$

P = 毎年度の土地改良区等の拠出金

A = 一定期間 (n) 内における防災減災機能等強化事業の実施に要する経費として見込まれる額

Q = 都道府県の補助率

R = 利息 (財政融資資金貸付金利に基づき、全国土地改良事業団体連合会がAに応じて定める額とする。)

n = 期間 (5年)

(2) 土地改良区等の拠出金は、原則として、一定期間 (n) 内においては、同額とするものとする。

(3) 都道府県の補助金は、防災減災機能等強化事業の実施に要する経費の2割に相当する額を標準とし、地域の実情に応じて都道府県が定めることとする。

## 5 適正化資金拠出者の取扱い

適正化事業実施要綱第5の3及び第8の3に規定する適正化資金拠出者は、整備補修事業と防災減災機能等強化事業を区分して、拠出金申込年次別に取り扱うものとする。ただし、新規加入適正化資金拠出者の申込年次は、緊急整備補修を実施する土地改良区等の申込年次と同一の年次として取り扱うものとする。

## 6 交付金の交付

(1) 適正化事業実施要綱第5の3の(2)に規定する一定期間は、4のaの(1)又は4のbの(1)に規定する一定期間と同期間とする。ただし、緊急整備補修に係る土地改良区等にあつては、実際に適正化資金を拠出する期間とする。

(2) 適正化事業実施要綱第5の3の(2)に規定する適正化資金拠出者の拠出金に見合う予定交付金額は4のaの(1)及び(3)のAとして算

(新設)

## 5 資金拠出者の取扱い

要綱第4の3及び要綱第7に規定する資金拠出者は拠出金申込年次別に取り扱うものとする。ただし、新規加入資金拠出者の申込年次は、緊急整備補修を実施する土地改良区等の申込年次と同一の年次として取り扱うものとする。

## 6 適正化事業交付金

(1) 要綱第4の3の(2)に規定する一定期間は、4の(1)に規定する一定期間と同期間とする。ただし、緊急整備補修に係る土地改良区等にあつては、実際に資金を拠出する期間とする。

(2) 要綱第4の3の(2)に規定する資金拠出者の拠出金に見合う予定交付金額は4の(1)及び(3)のAとして算定された額に0.9を乗じて

定された額に0.9を乗じて得た額とする。

## 7 事業実施計画の策定

(1) 地方連合会は、整備補修事業又は防災減災機能等強化事業への拠出を希望する土地改良区等と調整の上、別紙様式第2及び第3により、翌年度以降における整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の実施計画（以下「実施計画」という。）を取りまとめ、前年度の2月末日までに地方農政局等及び全国連合会と協議するものとする。

なお、整備補修事業の実施計画においては、管理指導事業による診断結果又は機能保全計画において必要と認められた整備補修の緊急度の高い順（管理指導事業の結果必要と認められた整備補修の場合は、土地改良区体制強化事業実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2430号農村振興局長通知）第2の2の（5）のウに別添として定める土地改良施設診断の評価基準Ⅰの4に定める緊急度k1、k2、k3の順、機能保全計画において必要と認められた整備補修の場合は、別紙5の基準により定める緊急度k1、k2、k3の順）に位置付けるものとする。

(2) 整備補修事業の実施計画に位置付けることができる土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）は、地区面積がおおむね300ヘクタール以上、市町村等の行政区分の単位又は職員（当該土地改良区の規約等により置くこととされている職員に限る。）1名以上の土地改良区（合併等により、これらの要件を満たすことが見込まれる土地改良区を含む。）とする。

(3) 地方連合会は、(1)の協議をするには、あらかじめ関係都道府県と協議しなければならない。

(4) 全国連合会は、実施計画を取りまとめ、3月末日までに農村振興局に報告しなければならない。

(5) 地方連合会は、実施計画について、次に掲げる変更をする必要が生じた場合（緊急整備補修を実施する必要が生じた場合を含む。）には、当該変更について別紙様式第2の2及び第3の2により速やかに関係都道

得た額とする。

## 7 適正化事業実施計画の策定

(1) 地方連合会は、適正化事業への拠出を希望する土地改良区等と調整の上、別紙様式第2により翌年度以降における適正化事業の実施計画（以下単に「実施計画」という。）をとりまとめ、前年度の2月末日までに地方農政局等（北海道土地改良事業団体連合会にあっては農村振興局、沖縄県土地改良事業団体連合会にあっては内閣府沖縄総合事務局、その他の都府県の土地改良事業団体連合会にあっては地方農政局をいう。以下同じ。）及び全国連合会と協議するものとする。

なお、実施計画においては、管理指導事業による診断結果又は機能保全計画において必要と認められた整備補修の緊急度の高い順（管理指導事業の結果必要と認められた整備補修の場合は、土地改良区体制強化事業実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2430号農村振興局長通知）第2の2の（5）のウに別添として定める土地改良施設診断の評価基準Ⅰの4に定める緊急度k1、k2、k3の順、機能保全計画において必要と認められた整備補修の場合は、別紙5の基準により定める緊急度k1、k2、k3の順）に位置付けるものとする。

(2) 実施計画に位置付けることができる土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）は、地区面積がおおむね300ヘクタール以上、市町村等の行政区分の単位又は職員（当該土地改良区の規約等により置くこととされている職員に限る。）1名以上の土地改良区（合併等により、これらの要件を満たすことが見込まれる土地改良区を含む。）とする。

(3) 地方連合会は、(1)の協議をするには、予め関係都道府県と協議しなければならない。

(4) 全国連合会は、実施計画をとりまとめ、3月末日までに農村振興局に報告しなければならない。

(5) 地方連合会は、実施計画について、次に掲げる変更をする必要が生じた場合（緊急整備補修を実施する必要が生じた場合を含む。）には、当該変更について別紙様式第2の2により速やかに関係都道府県、地方農

府県、地方農政局等及び全国連合会と協議するものとする。

ア (略)

イ 整備補修又は施設整備内容の重要な変更

(6) (略)

## 8 各地方連合会ごとの交付目標額の設定及び通知

全国連合会は、実施計画について、適正化事業実施要綱第9の1の(2)に規定する土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）に諮り、運営委員会からの答申に基づき各地方連合会ごとの整備補修事業交付金交付目標額及び防災減災機能等強化事業交付金交付目標額を設定し、4月末日までに（7の（5）の場合にあっては、地方連合会との協議後速やかに）地方連合会に通知するものとする。

## 9 交付申請手続等

(1) 適正化事業実施要綱第6の1の規定に基づき事業実施者が提出する交付金交付申請書は、別紙様式第4によるものとする。

(2) 管理指導事業を実施していない地方連合会による適正化事業実施要綱第6の3の規定による審査は、原則として、1の（2）の申請書において、診断・管理指導予定技術者として記載された者が行うものとする。

(3) 地方連合会が適正化事業実施要綱第6の6に規定する工事の実施状況の検査を行うにあたっては、あらかじめ事業実施者から工事完了報告書及び交付金請求書を提出させるものとし、当該検査は、管理専門指導員（管理指導事業を実施していない地方連合会にあっては、原則として1の（2）の申請書において、診断・管理指導予定技術者と記載された者。以下この項において同じ。）にこれを行わせるものとし、管理専門指導員がこれを了した場合には、地区ごとに次の事項を記載した竣功検査報告書を地方連合会長に提出するものとする。

ア～ケ (略)

## 10 適正化資金拠出約款の作成

適正化事業実施要綱第7に規定する適正化資金拠出約款は、全国連合会が作成するものにあつては別紙2の例を、地方連合会が作成するものにあ

政局等及び全国連合会と協議するものとする。

ア (略)

イ 整備補修内容の重要な変更

(6) (略)

## 8 各地方連合会ごとの交付目標額の設定及び通知

全国連合会は、実施計画について、要綱第8の1の(2)に規定する土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）に諮り、運営委員会からの答申に基づき各地方連合会ごとの適正化事業交付金交付目標額を設定し、4月末日までに（7の（5）の場合にあっては、地方連合会との協議後速やかに）地方連合会に通知するものとする。

## 9 交付申請手続等

(1) 要綱第5の1に基づき適正化事業実施者が提出する交付金交付申請書は、別紙様式第3によるものとする。

(2) 管理指導事業を実施していない地方連合会による要綱第5の3の規定による審査は、原則として、1の（2）の申請書において、診断・管理指導予定技術者として記載された者が行うものとする。

(3) 地方連合会が要綱第5の6に規定する工事の実施状況の検査を行うにあたっては、あらかじめ適正化事業実施者から工事完了報告書及び交付金請求書を提出させるものとし、当該検査は、管理専門指導員（管理指導事業を実施していない地方連合会にあっては、原則として1の（2）の申請書において、診断・管理指導予定技術者と記載された者。以下この項において同じ。）にこれを行わせるものとし、管理専門指導員がこれを了した場合には、地区ごとに次の事項を記載した竣功検査報告書を地方連合会長に提出するものとする。

ア～ケ (略)

## 10 資金拠出約款の作成

要綱第6に規定する資金拠出約款は、全国連合会が作成するものにあつては別紙2の例を、地方連合会が作成するものにあつては、別紙3の例を

っては、別紙3の例を参考とするものとする。

## 11 拠出金台帳の作成等

適正化事業実施要綱第8の1に規定する整備補修事業に関する会計は、整備補修事業については緊急整備補修に関する会計を区分して経理することとし、拠出金台帳は、全国連合会にあっては別紙様式第5・第5の2の例を、地方連合会にあっては別紙様式第6・第6の2の例を参考として作成するものとする。

また、防災減災機能等強化事業に係る拠出金台帳については、全国連合会にあっては別紙様式第5の3の例を、地方連合会にあっては別紙様式第6の3の例を参考として作成するものとする。

## 12 運営委員会の業務執行体制

運営委員会は、おおむね次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 運営委員会の業務

① 適正化資金の造成、財政融資資金の借入れ及び償還、交付金の配分、適正化資金の管理運用に関する事項

運営委員会は、全国連合会が行う適正化資金の造成、財政融資資金の借入れ及び償還、交付金の配分、適正化資金の管理運用等を管理するものとする。

② (略)

③ 実施地区に関する事項

運営委員会は、適正化事業実施要綱第11の1の規定に基づき報告される整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の実施結果を審査するものとする。

④ (略)

## 13 実施結果の報告

(1) 適正化事業実施要綱第11の1及び第11の2に規定する報告は、別紙様式第7によるものとする。

(2) 適正化事業実施要綱第11の3に規定する報告は、別紙様式第8による

参考とするものとする。

## 11 拠出金台帳の作成等

要綱第7に規定する適正化事業に関する会計は、適正化事業のうち緊急整備補修に関する会計を区分して経理することとし、拠出金台帳は、全国連合会にあっては別紙様式第4～4の2の例を、地方連合会にあっては別紙様式第5～5の2の例を参考として作成するものとする。

## 12 運営委員会の業務執行体制

運営委員会は、おおむね次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 運営委員会の業務

① 資金造成、交付金の配分及び資金の管理運用に関する事項

運営委員会は、全国連合会が行う資金造成、交付金の配分及び資金の管理運用等を管理するものとする。

② (略)

③ 実施地区に関する事項

運営委員会は、要綱第10の1の規定に基づき報告される適正化事業の実施結果を審査するものとする。

④ (略)

## 13 適正化事業の実施結果の報告

(1) 要綱第10の1及び第10の2に規定する報告は、別紙様式第6によるものとする。

(2) 要綱第10の3に規定する報告は、別紙様式第7によるものとする。な



ものとする。なお、当該報告に当たっては、適正化事業実施要綱第11の1の規定に基づく地方連合会からの報告書（別紙様式第7）を添付するものとする。

(3) 適正化事業実施要綱第11の4に規定する報告は、別紙様式第9によるものとする。

#### 14 補助金交付決定前の着手

事業は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の補助金等の交付の決定（以下「補助金交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るため、補助金交付決定前に事業に着手する場合には、全国連合会は、あらかじめ、その理由を明記した別紙様式第10に定める土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付決定前着手届を、農村振興局長に提出するものとする。

#### 附 則

(1) ・ (2) (略)

#### 別紙 1-1

整備補修事業における整備補修 (例)

1～3 (略)

#### 別紙 1-2

防災減災機能等強化事業における施設整備 (例)

##### 1 農村地域の防災・減災

(1) 防災重点農業用ため池、治水協定ダム及び農地防災ダムの施設整備

- ① 堤体の補強、護岸の改修
- ② 洪水吐、取水施設、放流施設の改修又は更新
- ③ 堆積土砂の除去、堆積防止対策
- ④ 監視・制御機器の整備

(2) 排水施設

- ① 排水機場のポンプ、原動機等の部品・機器の交換又は更新

お、当該報告に当たっては、要綱第10の1に基づく地方連合会からの報告書（別紙様式第6）を添付するものとする。

(3) 要綱第10の4に規定する報告は、別紙様式第8によるものとする。

#### 14 補助金交付決定前の着手

事業は、原則として、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の補助金等の交付の決定（以下「補助金交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図るため、補助金交付決定前に事業に着手する場合には、全国連合会は、予め、その理由を明記した別紙様式第9号に定める土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付決定前着手届を、農村振興局長に提出するものとする。

#### 附 則

(1) ・ (2) (略)

#### 別紙 1

土地改良施設整備補修 (例)

1～3 (略)

(新設)

- ② 排水路、水門の改修又は更新
- ③ 堆積土砂の除去、堆積防止対策
- ④ 監視・制御機器の整備

### (3) 用水施設

- ① 取水施設の豪雨対策（堆積土砂の除去、堆積防止対策、取水施設の整備）
- ② 用水路、水門の豪雨対策（豪雨による土砂崩壊等による機能低下防止対策）
- ③ 監視・制御機器の整備（非常用電源・警報設備の整備、浸水・被雷対策）

## 2 施設管理の省エネ化・再エネ利用

(1) 用排水機場のエネルギー効率を高めるためのポンプ、原動機等の部品・機器の交換又は更新

(2) 小水力、太陽光等の再生可能エネルギーによる発電・充電・給電設備の整備

## 3 施設管理の省力化

施設の遠隔監視・制御のためのICT機器や水管理システムの整備、操作・運転の自動化・電動化設備の整備

※ 防災重点農業用ため池：防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）第4条の規定に基づき指定された農業用ため池

※ 治水協定ダム：既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定が締結されている農業用ダム

## 別紙2

全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款（例）

（目的）

第1条 本連合会が行う、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化

## 別紙2

全国土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金拠出約款（例）

（目的）

第1条 本連合会が行う、土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正事業」という。）に必要な資金（以下「資金」という。）の造成その他運営に

事業実施要綱という。)第2の1に規定する整備補修事業(以下「整備補修事業」という。)及び第2の2に規定する防災減災機能等強化事業(以下「防災減災機能等強化事業」という。)に必要な資金(以下「適正化資金」という。)の造成その他運営については、適正化事業実施要綱及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領(昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「要領」という。)に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

(適正化資金拠出申込適格)

第2条 適正化資金の拠出申込みを行うことができる者は、次に該当する者とする。

(1) (略)

(2) (1)以外の都道府県土地改良事業団体連合会にあって、地方農政局長等(北海道にあっては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては当該地方連合会の所在地を管轄する地方農政局長)の認定を受けたもの

(拠出申込手続)

第3条 適正化資金の拠出申込みをしようとする都道府県土地改良事業団体連合会(以下「地方連合会」という。)は、別に定める様式により、拠出申込みを行うものとする。

(拠出金の納付)

第4条 地方連合会は、毎年6月末日までに(緊急整備補修に充てるための適正化資金の拠出にあっては、要領8の通知後速やかに)拠出金を納付しなければならない。

2 (略)

(拠出金の明細)

第5条 地方連合会が前条第1項の拠出金を拠出する場合には、地方連合会の会員等からの拠出金に相当する部分と、都道府県からの補助金に相当する部分との明細を明らかにした書面を添付するものとする。

(拠出金の使途)

第6条 拠出金は、整備補修事業に係る拠出金にあっては整備補修事業以外の経費に、防災減災機能等強化事業に係る拠出金にあっては防災減災機能等強化事業以外の経費に使用することができないものとする。

については、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱(昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知)及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領(昭和52年4月20日付け52構改B第601号農村振興局長通知。以下「要領」という。)に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

(資金拠出申込適格)

第2条 資金の拠出申込みを行うことができる者は、次に該当する者とする。

(1) (略)

(2) (1)以外の都道府県土地改良事業団体連合会にあって、地方農政局長(沖縄県にあっては沖縄総合事務局長)の認定を受けたもの

(拠出申込手続)

第3条 資金の拠出申込みをしようとする都道府県土地改良事業団体連合会(以下「地方連合会」という。)は、別に定める様式により、拠出申込みを行うものとする。

(拠出金の納付)

第4条 地方連合会は、毎年6月末日までに(緊急整備補修に充てるための資金の拠出にあっては、要領8の通知後速やかに)拠出金を納付しなければならない。

2 (略)

(拠出金の明細)

第5条 地方連合会が前条第1項の拠出金を拠出する場合には、地方連合会の会員等からの拠出金に相当する部分と、地方公共団体からの補助金に相当する部分との明細を明らかにした書面を添付するものとする。

(拠出金の使途)

第6条 拠出金は、適正化事業以外の経費に使用することができないものとする。

(交付金)

第7条 (略)

(抛出金及び交付金の経理)

第8条 抛出金及び交付金は、整備補修事業と防災減災機能等強化事業に区分し、抛出金申込年次別、地方連合会別に経理するものとする。

また、防災減災機能等強化事業に係る抛出金及び交付金については、特別会計において経理するものとする。

(交付金調整の特別措置)

第9条 (略)

(利息等)

第10条 (略)

2 適正化資金の運用によって生ずる法定果実については、適正化資金の管理運用に要する経費に充当するものとする。

3 抛出金と交付金に差額が生じた場合は、財政融資資金の借入れに係る利払い費を除き、これを適正化資金の管理運用に要する経費に充当するものとする。

(事務費)

第11条 本連合会は、適正化資金の管理運用に要する経費に充てるため、地方連合会から賦課金を徴収するものとする。

2 (略)

(事務費交付金)

第12条 本連合会は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に係る地方連合会の事務に要する経費の一部について、事務費交付金を交付することができるものとする。

2 (略)

(遵守義務)

第13条 (略)

別紙3

〇〇県土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金抛出約款(例)

(目的)

(交付金)

第7条 (略)

(抛出金及び交付金の経理)

第8条 本連合会は、地方連合会ごとに抛出金及び交付金を経理するものとする。

(交付金調整の特別措置)

第9条 (略)

(利息)

第10条 (略)

2 資金の運用によって生ずる法定果実については、資金の管理運用に要する経費に充当するものとする。

(新設)

(事務費)

第11条 本連合会は、資金の管理運用に要する経費に充てるため、地方連合会から賦課金を徴収するものとする。

2 (略)

(事務費交付金)

第12条 本連合会は、適正化事業に係る地方連合会の事務に要する経費の一部について、事務費交付金を交付することができるものとする。

2 (略)

(遵守義務)

第13条 (略)

別紙3

〇〇県土地改良事業団体連合会土地改良施設維持管理適正化資金抛出約款(例)

(目的)

第1条 本連合会が、会員等のために行う土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「適正化事業実施要綱という。）第2の1に規定する整備補修事業（以下「整備補修事業という。）及び第2の2に規定する防災減災機能等強化事業（以下「防災減災機能等強化事業という。）に係る拠出金の拠出、交付金の交付等については、適正化事業実施要綱及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知。以下「要領という。）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（申込適格）

第2条 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に係る本連合会への拠出金を拠出することができる者は、次に該当する者とする。

（1）・（2）（略）

（拠出申込手続）

第3条 拠出金の拠出申込みをしようとする者（以下「適正化資金拠出者という。）は、別に定める様式により拠出申込みを行うものとする。

（拠出金の納付等）

第4条 適正化資金拠出者は、原則として5ヶ年以上継続して毎年度5月末日までに（緊急整備補修に充てるための適正化資金の拠出にあつては、拠出申込後速やかに）、本連合会に拠出金（地方公共団体からの補助金を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 前項の拠出金の額は、整備補修事業にあつては要領4のaの（1）及び（3）により算定して得た額とし、防災減災機能等強化事業にあつては要領4のbの（1）により算定して得た額とする。

3 （略）

4 第1項の拠出金の額は、原則として、第3条による申込後5年間は変更できないものとする。当該5年間（緊急整備補修に係る土地改良区等にあつては、実際に適正化資金を拠出した期間）を経過後、新たな拠出金の額を定めた場合も同様とする。

（拠出金の用途）

第5条 拠出金は、全国土地改良事業団体連合会が行う整備補修事業及び防災減災機能等強化事業に係る適正化資金の造成に対する拠出金以外の経費

第1条 本連合会が、会員等のために行う土地改良施設維持管理適正化事業（以下「適正化事業という。）に係る拠出金の拠出、交付金の交付等については、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱（昭和52年4月20日付け52構改B第600号農林事務次官依命通知。以下「要綱という。）及び土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号構造改善局長通知。以下「要領という。）に定められるもののほか、この約款に定めるところによる。

（申込適格）

第2条 適正化事業に係る本連合会への拠出金を拠出することができる者は、次に該当する者とする。

（1）・（2）（略）

（拠出申込手続）

第3条 資金の拠出申込みをしようとする者（以下「資金拠出者という。）は、別に定める様式により拠出申込みを行うものとする。

（拠出金の納付等）

第4条 資金拠出者は、原則として5ヶ年以上継続して毎年度5月末日までに（緊急整備補修に充てるための資金の拠出にあつては、拠出申込後速やかに）、本連合会に拠出金（地方公共団体からの補助金を含む。以下同じ。）を納付しなければならない。

2 前項の拠出金の額は、要領4の（1）及び（3）により算定して得た額とする。

3 （略）

4 第1項の拠出金の額は、原則として、第3条による申込後5年間は変更できないものとする。当該5年間（緊急整備補修に係る土地改良区等にあつては、実際に資金を拠出した期間）を経過後、新たな拠出金の額を定めた場合も同様とする。

（拠出金の用途）

第5条 拠出金は、全国土地改良事業団体連合会が行う適正化事業に係る資金造成に対する拠出金以外の経費に使用することはできないものとする。

に使用することはできないものとする。

(交付金の交付決定等)

第6条 交付金は、次の全てを満たす場合に交付することができるものとする。

- (1) 拠出金を一定期間毎年継続して拠出する適正化資金拠出者であって、第4条第1項及び第2項の規定に従い過年度の拠出金を納付したものであること。
- (2) 拠出金について第9条に規定する欠損を生じている適正化資金拠出者でないこと。
- (3) 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の対象施設につき、本連合会が行う土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）の土地改良施設の診断・管理指導を受けた施設又は国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）等に従って施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法を定めた計画（国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。）を策定した施設であって、拠出金の対象となっているものであること。
- (4) 整備補修事業及び防災減災機能等強化事業につき、土地改良区体制強化事業実施要綱第3の2の（1）の本連合会の管理専門指導員の審査を受けたものであること。

2 本連合会は、毎年度、適正化事業実施要綱第6の1の交付申請書を提出した者のうち、前項に掲げる条件を満たす者について、その事業の必要性、緊急性、事業費の額、拠出金の拠出状況等を勘案して、交付金の交付を決定するものとする。

3 本連合会は、適正化事業実施要綱第6の5の規定に基づき適正化資金拠出者ごとに、整備補修事業又は防災減災機能等強化事業のしゅん功検査を了した後、前項の交付金を交付するものとする。

(交付金の額)

第7条 交付金の額は適正化事業実施要綱第5の3に規定する限度額の範囲内とする。

(交付金請求手続)

(交付金の交付決定等)

第6条 交付金は、次の全てを満たす場合に交付することができるものとする。

- (1) 拠出金を一定期間毎年継続して拠出する資金拠出者であって、第4条第1項及び第2項の規定に従い過年度の拠出金を納付したものであること。
- (2) 拠出金について第9条に規定する欠損を生じている資金拠出者でないこと。
- (3) 適正化事業の対象施設につき、本連合会が行う土地改良区体制強化事業実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2429号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）の土地改良施設の診断・管理指導を受けた施設又は国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2537号農林水産事務次官依命通知）等に従って施設の劣化状況等を調べる機能診断に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法を定めた計画（国又は国の補助金等の交付を受けて都道府県等が策定するものに限る。）を策定した施設であって、拠出金の対象となっているものであること。
- (4) 適正化事業につき、土地改良区体制強化事業実施要綱第3の2の（1）の本連合会の管理専門指導員の審査を受けたものであること。

2 本連合会は、毎年度、要綱第5の1の交付申請書を提出した者のうち、前項に掲げる条件を満たす者について、その事業の緊急性、事業費の額、拠出金の拠出状況等を勘案して、交付金の交付を決定するものとする。

3 本連合会は、要綱第5の5の規定に基づき資金拠出者ごとに、適正化事業の竣功検査を了した後、前項の交付金を交付するものとする。

(交付金の額)

第7条 交付金の額は要綱第4の3に規定する限度額の範囲内とする。

(交付金請求手続)

第8条 (略)

(加重負担義務)

第9条 交付金の交付を受けた結果、抛し金に欠損（当該土地改良区等の抛し金の累計額から交付金のうち当該適正化資金抛し者が抛しすべき額に相当する額を差し引いて得た額が負となる場合をいう。）を生じた適正化資金抛し者は、第4条の規定にかかわらず、当該欠損がなくなるまでの間、第4条の抛し金のほか、当該抛し金に0.5を乗じて得た額を特別抛し金として抛ししなければならないものとする。

2 前項の特別抛し金は、本連合会において管理するものとし、その用途は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の円滑な実施に資するよう別に定める。

(利息)

第10条 (略)

(事務費)

第11条 本連合会は、整備補修事業及び防災減災機能等強化事業の実施に必要な本連合会の事務に要する経費に充てるため、適正化資金抛し者から賦課金又は寄附金を徴収するものとする。

2・3 (略)

(抛しの継続義務)

第12条 適正化資金抛し者が行う第3条の申込みは、5年間（新規加入適正化資金抛し者にあつては、緊急整備補修の実施年度から起算して、緊急整備補修を実施する土地改良区等が適正化資金を抛しすることとしていた最終年度までの期間）を単位とするものとし、この間は、特別の事情のない限り、適正化資金の抛しを継続しなければならないものとする。

2・3 (略)

(遵守義務)

第13条 適正化資金抛し者は、上記各条項を遵守するとともに、これに違反したときは、別に定めるところにより、違約金を支払わなければならないものとする。

別紙4

土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会設置規程（例）

第8条 (略)

(加重負担義務)

第9条 交付金の交付を受けた結果、抛し金に欠損（当該土地改良区等の抛し金の累計額から交付金のうち当該資金抛し者が抛しすべき額に相当する額を差し引いて得た額が負となる場合をいう。）を生じた資金抛し者は、第4条の規定にかかわらず、当該欠損がなくなるまでの間、第4条の抛し金のほか、当該抛し金に0.5を乗じて得た額を特別抛し金として抛ししなければならないものとする。

2 前項の特別抛し金は、本連合会において管理するものとし、その用途は、適正化事業の円滑な実施に資するよう別に定める。

(利息)

第10条 (略)

(事務費)

第11条 本連合会は、適正化事業の実施に必要な本連合会の事務に要する経費に充てるため、資金抛し者から賦課金又は寄附金を徴収するものとする。

2・3 (略)

(抛しの継続義務)

第12条 資金抛し者が行う第3条の申込みは、5年間（新規加入資金抛し者にあつては、緊急整備補修の実施年度から起算して、緊急整備補修を実施する土地改良区等が資金を抛しすることとしていた最終年度までの期間）を単位とするものとし、この間は、特別の事情のない限り、資金の抛しを継続しなければならないものとする。

2・3 (略)

(遵守義務)

第13条 資金抛し者は、上記各条項を遵守するとともに、これに違反したときは、別に定めるところにより、違約金を支払わなければならないものとする。

別紙4

土地改良施設維持管理適正化事業運営委員会設置規程（例）

(目的)  
第1条 (略)  
(設置)  
第2条 (略)  
(所掌事務)

第3条 運営委員会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- ① 適正化資金の造成、財政融資資金の借入れ及び償還、交付金の各地方連合会への配分その他適正化資金の管理運用に関する事項
- ② 新規加入地区に関する事項
- ③ 実施地区に関する事項
- ④ (略)

(構成)  
第4条 (略)  
(委員長の選任)  
第5条 (略)  
(事務局)  
第6条 (略)

別紙5  
(略)

別紙様式第1

認定申請書

〇〇農政局長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会

本会は、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領1の(1)の規定による認定をしていただきたく、下記により申請いたします。

1～3 (略)

4 事務処理体制

(例) 本事業の実施に伴う事務については、本会〇〇課〇〇係が担当して

(目的)  
第1条 (略)  
(設置)  
第2条 (略)  
(所掌事務)

第3条 運営委員会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- ① 資金の造成、交付金の各地方連合会への配分その他資金の管理運用に関する事項
- ② 適正化事業の新規加入地区に関する事項
- ③ 適正化事業の実施地区に関する事項
- ④ (略)

(構成)  
第4条 (略)  
(委員長の選任)  
第5条 (略)  
(事務局)  
第6条 (略)

別紙5  
(略)

別紙様式第1

認定申請書

〇〇農政局長 殿

〇〇県土地改良事業団体連合会

本会は、土地改良施設維持管理適正化事業実施要領1の(1)の規定による認定をしていただきたく、下記により申請いたします。

1～3 (略)

4 適正化事業事務処理体制

(例) 適正化事業の実施に伴う事務については、本会〇〇課〇〇係が担当



処理するものとする。

別紙様式第2

〇〇年度 整備補修事業実施計画書 (〇〇年度加入)

〇〇県土地改良事業団体連合会

土地改良区 等団体名	事業加入施設				診断実績			整備補修の内容	左の実施予定年度別事業費						備考
	施設名	造成 主体	造成 年度	数量	定期 要請 機能 保全 計画 の別	実施 回数	実施 年度		〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	計	
						回		千円	千円	千円	千円	千円			
〇〇改良区計															
〇〇県計															

(注) 1・2 (略)

3 「備考」欄には、整備補修の内容が別紙1-1の2の設備改善である場合には「設」、3の一部更新である場合には「更」と記載すること。

別紙様式第2の2

〇〇年度 整備補修事業実施変更計画書

して処理するものとする。

別紙様式第2

〇〇年度 適正化事業実施計画書 (〇〇年度加入)

〇〇県土地改良事業団体連合会

土地改良区 等団体名	<u>適正化</u> 事業加入施設				診断実績			整備補修の内容	左の実施予定年度別事業費						備考
	施設名	造成 主体	造成 年度	数量	定期 要請 機能 保全 計画 の別	実施 回数	実施 年度		〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	計	
						回		千円	千円	千円	千円	千円			
〇〇改良区計															
〇〇県計															

(注) 1・2 (略)

3 「備考」欄には、整備補修の内容が別紙1の2の設備改善である場合には「設」、3の一部更新である場合には「更」と記載すること。

別紙様式第2の2

〇〇年度 適正化事業実施変更計画書

土地改良区等 団体名	変更前 後の区 分	事業加入施設				診断実績		整備補修 の内容	左の実施予定年度別事業費						変更等 の理由	備考
		施設名	造成 主体	造成 年度	数量	定期 要請 機能 保全 計画の 別	実施 回数		実施 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度		
	変更前								千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	変更後															
〇〇 年度	変更前															
	変更後															

土地改良区等 団体名	変更前 後の区 分	適正化事業加入施設				診断実績		整備補修 の内容	左の実施予定年度別事業費						変更等 の理由	
		施設名	造成 主体	造成 年度	数量	定期 要請 機能 保全 計画の 別	実施 回数		実施 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度		計
	変更前								千円	千円	千円	千円	千円	千円		
	変更後															
〇〇 年度	変更前															
	変更後															

(注) 1・2 (略)

3 「備考」欄には、整備補修の内容が別紙1-1の2の設備改善である場合には「設」、3の一部更新である場合には「更」と記載すること。

(注) 1・2 (略)

3 「備考」欄には、整備補修の内容が別紙1の2の設備改善である場合には「設」、3の一部更新である場合には「更」と記載すること。

別紙様式第3

〇〇年度 防災減災機能等強化事業実施計画書 (〇〇年度加入)

〇〇県土地改良事業団体連合会

土地改良区 等団体名	事業加入施設				診断実績		施設整備の内容	左の実施予定年度別事業費						備考	
	施設名	造成 主体	造成 年度	数量	定期 要請 機能 保全 計画の 別	実施 回数		実施 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度	〇〇 年度		計
								千円	千円	千円	千円	千円	千円		

(新設)



は「防災減災」、2である場合には「省エネ化」、3である場合には「省力化」と記載すること。

別紙様式第4

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業交付金交付申請書

〇〇県土地改良事業団体連合会 殿

(住所)  
(団体名)

〇〇は、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱第6の1の規定に基づき、事業を実施したいので、交付金〇〇千円の交付を申請します。

(略)

(注) 1 緊急整備補修にあつては、「7 緊急整備補修を行う理由」を追加すること。

2 「株式会社日本政策金融公庫融資希望額」は、要綱第2の2に規定する事業に係る交付金を申請する場合は、削除すること。

別紙様式第5

整備補修事業拠出台帳 (例)

〇〇土地改良事業団体連合会

(単位：千円)

年 度	資 金 造 成							交 付			差引残高	備 考
	会 員 等 拠出金額	都 道 府 県 補助金額	拠出金額 合 計	(同左の) 納入月日	国庫補助 金相当額	前 年 度 繰 越 金	総 計	交 付 請 求 額	交 付 金額	(同左の) 交付月日		

別紙様式第3

〇〇年度適正化事業交付金交付申請書

〇〇県土地改良事業団体連合会 殿

(住所)  
(団体名)

〇〇は、土地改良施設維持管理適正化事業実施要綱第5の1の規定に基づき、適正化事業を実施したいので、交付金〇〇千円の交付を申請します。

(略)

(注) 緊急整備補修にあつては、「7 緊急整備補修を行う理由」を追加すること。

(新設)

別紙様式第4

適正化事業拠出台帳 (例)

〇〇土地改良事業団体連合会

(単位：千円)

年 度	資 金 造 成							交 付			差引残高	備 考
	会 員 等 拠出金額	地 方 公 共 団 体 補 助 金額	拠出金額 合 計	(同左の) 納入月日	国庫補助 金相当額	前 年 度 繰 越 金	総 計	交 付 請 求 額	交 付 金額	(同左の) 交付月日		



別紙様式第5の3

防災減災機能等強化事業拠出台帳（例）

〇〇土地改良事業団体連合会

（単位：千円）

年 度	資 金 造 成						交 付			差引残高	備 考
	会 員 等 拠出金額	都道府県 補助金額	拠出金額 合 計	（国庫の） 納入月日	国庫補助 金相当額	前年度 繰越金	繰 計	交 付 請求額	交付金額 （国庫の） 交付月日		

別紙様式第6

〇〇県土地改良事業団体連合会整備補修事業拠出台帳（例）  
（略）

（略）

（新設）

別紙様式第5

〇〇県土地改良事業団体連合会適正化事業拠出台帳（例）  
（略）

（略）

(1) 整備補修事業対象施設

(略)

(2) 拠出金交付金・整理表

(単位：千円)

年 度	拠出金			都道府県 補助金	交付金				拠出金 残額の 累計	特別拠出金		<u>整備補修事業実施経緯</u>				
	拠出金納入		拠出金累計 (各年度末)		交付 月日	交付金明細				特別拠 出金額	同左の 累計額	事 業 内 容	事業費			竣 功 検 査 年 月 日
	月日	金額				拠出金 相当額	都道府県 補助金 相当額	国庫補助 金相当額					計	総額	公庫 借入 金額	
5ヶ年 小計																

別紙様式第6の2

(略)

〇〇県土地改良事業団体連合会 整備補修事業（緊急整備補修）拠出金台帳  
(例)

(略)

(1) 整備補修事業対象施設

(略)

(2) 拠出金交付金・整理表

(単位：千円)

年	拠出金			都道府県 補助金	交付金				拠出金	特別拠出金		<u>整備補修事業実施経緯</u>			
			交付 月日		拠出金 相当額	都道府県 補助金 相当額	国庫補助 金相当額	計		特別拠 出金額	同左の 累計額	事 業 内 容	総額	公庫 借入 金額	自己 資金 額

(1) 適正化事業対象施設

(略)

(2) 拠出金交付金・整理表

(単位：千円)

年 度	拠出金			地方公共団体 補助金	交付金				拠出金 残額の 累計	特別拠出金		<u>適正化事業実施経緯</u>				
	拠出金納入		拠出金累計 (各年度末)		交付 月日	交付金明細				特別拠 出金額	同左の 累計額	事 業 内 容	事業費			竣 功 検 査 年 月 日
	月日	金額				拠出金 相当額	地方公共 団体補助 金相当額	国庫補助 金相当額					計	総額	公庫 借入 金額	
5ヶ年 小計																

別紙様式第5の2

(略)

〇〇県土地改良事業団体連合会 適正化事業（緊急整備補修）拠出金台帳  
(例)

(略)

(1) 適正化事業対象施設

(略)

(2) 拠出金交付金・整理表

(単位：千円)

年	拠出金			地方公共団体 補助金	交付金				拠出金	特別拠出金		<u>適正化事業実施経緯</u>			
			交付 月日		拠出金 相当額	地方公共 団体補助 金相当額	国庫補助 金相当額	計		特別拠 出金額	同左の 累計額	事 業 内 容	総額	公庫 借入 金額	自己 資金 額

年度	拠出金納入		拠出金累計 (各年度末)	補助金	交付 月日	交付金明細				残額の 累計	特別拠 出金額	同左の 累計額	事業 内容	事業費			竣功 検査 年月日	
	月日	金額				拠出金 相当額	都道府県 補助金 相当額	国庫補助 金相当額	計					総額	公庫 借入 金額	自己 資金 額		
5ヶ 年 小計																		

年度	拠出金納入		拠出金累計 (各年度末)	[削減] [削減] [削減]	交付 月日	交付金明細				残額の 累計	特別拠 出金額	同左の 累計額	事業 内容	事業費			竣功 検査 年月日	
	月日	金額				拠出金 相当額	地方公共 団体補助 金相当額	国庫補助 金相当額	計					総額	公庫 借入 金額	自己 資金 額		
5ヶ 年 小計																		

別紙様式第6の3

〇〇県土地改良事業団体連合会防災減災機能等強化事業拠出金台帳（例）

拠出者名	(代表者)	(No. _____)
		(加入年 _____)
拠出者住所	(TEL _____)	(達成資金額 _____)

(新設)

(1) 防災減災機能等強化事業対象施設

施設名	所在地	定期診断 対象回数	規模・構造	数量	建設 年度	建設の 事業主体	施設整備の内容	事業費	拠出額	特記事項
		回								
合計										

(2) 拠出金交付金整理表



年 度	提出金			都道府県 補助金	交付金				提出金 残額の 累計	特別提出金		防災減災機能等強化事業実施経緯			
	提出金納入		提出金累計 (各年度末)		交付 月日	交付金明細				特別提出 金額	同左の 累計額	事業 内容	事業費		竣工 検査 年月日
	月日	金額				提出金 相当額	都道府県 補助金 相当額	国庫補助 金相当額					計	総額	
小計															

別紙様式第7

〇〇年 土地改良施設維持管理適正化事業実施結果報告書

〇〇県土地改良事業団体連合会

1. 整備補修事業

(1) 資金拠出の実績

(単位：千円)

資金拠出団体数					資金拠出の明細			
土地改良区	農協	市町村	その他	計	土地改良区 等拠出金額	都道府県 補助金	国庫補助 金相当額	計

(略)

(2) (略)

別紙様式第6

〇〇年 適正化事業実施結果報告書

〇〇県土地改良事業団体連合会

(1) 資金拠出の実績

(単位：千円)

資金拠出団体数					資金拠出の明細					
土地改良区	農協	市町村	その他	計	土地改良区 等拠出金額	地方公共団体補助金			国庫補助 金相当額	計
						(削る。)	(削る。)	(削る。)		

(略)

(2) (略)

(新設)

2. 防災減災機能等強化事業

(1) 資金拠出の実績

(単位：千円)

事業内容	資金拠出団体数					資金拠出の明細			
	土地改良区	農協	市町村	その他	計	土地改良区等拠出金額	都道府県補助金	国庫補助金相当額	計
計									

(注) 1 「事業内容」欄には、別紙1-2の1に係るものは「防災減災」、別紙1-2の2に係るものは「省エネ化」、別紙1-2の3に係るものは「省力化」と記載すること。

2 「資金拠出団体数」欄には、会員以外のものを( )で内数として記載すること。

事業内容	資金拠出対象施設施設数								左の建設事業主体別数						
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計	国	都	県	市	町	村	計
計															

(注) 「事業内容」欄には、別紙1-2の1に係るものは「防災減災」、別紙1-2の2に係るものは「省エネ化」、別紙1-2の3に係るものは「省力化」と記載すること。

(2) 土地改良施設の施設整備事業の実績

(単位：千円)

事業実施土地 改良区等名	事業内容			事業費				竣功 検査 年月日	備考	
	施設名	施設整備の内容 及び 請負業者名	事業費	契約年月日	交付 金額	自己 資金額	その他			計
				着工年月日						
〇〇改良区計										
県計										

(注) 「備考」欄には、施設整備の内容が別紙1-2の1である場合には「防災減災」、2である場合には「省エネ化」、3である場合には「省力化」と記載すること。

(集計表)

事業内容	事業実施団体数					事業実施施設数							
	土地改良区	農協	市町村	その他	計	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計
計													

(注) 1 「事業内容欄」には、別紙1-2の1に係るものは「防災減災」、別紙1-2の2に係るものは「省エネ化」、別紙1-2の3に係るものは「省力化」と記載すること。

2 会員以外について、( )で内数として記載すること。

別紙様式第8

〇〇年土地改良施設維持管理適正化事業実施結果報告書

全国土地改良事業団体連合会

1. 整備補修事業

(1) 資金造成の実績 (単位：千円)

地方連合会名	資金拠出団体数						資金造成の明細				
	土地改良区	農協	市町村	その他	左のうち		土地改良区等拠出金額	都道府県補助金	国庫補助金相当額	計	
					会員	会員外					
全国計											

(略)

地方連合会名	整備補修事業対象施設数									左の建設事業主体別数			
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計	国営	県営	団体営	計	
全国計													

(略)

(2) 土地改良施設の整備補修事業の実績

(略)

別紙様式第7

〇〇年適正化事業実施結果報告書

全国土地改良事業団体連合会

(1) 資金造成の実績 (単位：千円)

地方連合会名	資金拠出団体数						資金造成の明細					
	土地改良区	農協	市町村	その他	左のうち		土地改良区等拠出金額	地方公共団体補助金			国庫補助金相当額	計
					会員	会員外		(削る。)	(削る。)	(削る。)		
全国計												

(略)

地方連合会名	適正化事業対象施設数									左の建設事業主体別数			
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計	国営	県営	団体営	計	
全国計													

(略)

(2) 土地改良施設の整備補修事業の実績

(略)

地方連合会名	整備補修事業対象施設数								
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計	
全国計									

地方連合会名	適正化事業対象施設数								
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計	
全国計									

(略)

## 2. 防災減災機能等強化事業

### (1) 資金造成の実績

#### ア. 要領別紙1-2の1 (防災減災) に係る事業 (単位: 千円)

地方連合会名	資金拠出団体数					資金造成の明細				
	土地改良区	農協	市町村	その他	計	左のうち		都道府県補助金	国庫補助金相当額	計
						会員	会員外			
全国計										

地方連合会名	防災減災機能等強化事業対象施設数									左の建設事業主体別数			
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水)門	ため池	その他	計	国営	県営	団体営	計	
全国計													

#### イ. 要領別紙1-2の2 (省エネ化等) に係る事業 (単位: 千円)

地方連合会名	資金拠出団体数					資金造成の明細				
	土地改良区	農協	市町村	その他	計	左のうち		都道府県補助金	国庫補助金相当額	計
						会員	会員外			
全国計										

地方連合会名	防災減災機能等強化事業対象施設数								左の建設事業主体別数			
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水門)	ため池	その他	計	国営	県営	団体営	計
全国計												

ウ. 要領別紙 1-2 の 3 (省力化) に係る事業 (単位: 千円)

地方連合会名	資金拠出団体数					資金造成の明細				
	土地改良区	農協	市町村	その他	計	左のうち		都道府県	国庫補助	計
						会員	会員外	等拠出金額	補助金	
全国計										

地方連合会名	防災減災機能等強化事業対象施設数								左の建設事業主体別数			
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水門)	ため池	その他	計	国営	県営	団体営	計
全国計												

エ. 合計 (ア+イ+ウ) (単位: 千円)

地方連合会名	資金拠出団体数					資金造成の明細				
	土地改良区	農協	市町村	その他	計	左のうち		都道府県	国庫補助	計
						会員	会員外	等拠出金額	補助金	
全国計										

地方連合会名	防災減災機能等強化事業対象施設数								左の建設事業主体別数			
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水門)	ため池	その他	計	国営	県営	団体営	計



地方連合会名	事業実施団体数					事業費明細					拠出金収支						
	土地 改良区	農協	市町村	その他	計	左のうち		交付 金額	公庫 融資額	自己 資金	その他	計	達成 資金額	交付 金額	差引 残額	前年度ま での累計 残額	差引 累計 残額
						会員	会員外										
全国計																	

地方連合会名	防災減災機能等強化事業対象施設数							
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水門)	ため池	その他	計
全国計								

エ. 合計 (ア+イ+ウ)

(単位：千円)

地方連合会名	事業実施団体数					事業費明細					拠出金収支						
	土地 改良区	農協	市町村	その他	計	左のうち		交付 金額	公庫 融資額	自己 資金	その他	計	達成 資金額	交付 金額	差引 残額	前年度ま での累計 残額	差引 累計 残額
						会員	会員外										
全国計																	

地方連合会名	防災減災機能等強化事業対象施設数							
	ダム	頭首工	用排水機場	水路	樋(水門)	ため池	その他	計
全国計								

別紙様式第9  
(略)

別紙様式第8  
(略)



**別紙様式第10**

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付決定前着手届

農村振興局長 殿

全国土地改良事業団体連合会会長

土地改良施設維持管理適正化事業実施要領(昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知)14の規定に基づき、別添実施計画に基づく事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、提出する。

(略)

**別紙様式第9**

〇〇年度土地改良施設維持管理適正化事業補助金交付決定前着手届

農村振興局長 殿

全国土地改良事業団体連合会会長

土地改良施設維持管理適正化事業実施要領(昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林水産省構造改善局長通知)第14の規定に基づき、別添実施計画に基づく適正化事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので、提出する。

(略)

**附 則**

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の土地改良施設維持管理適正化事業実施要領（昭和52年4月20日付け52構改B第601号農林省構造改善局長通知）により実施した事業については、なお従前の例による。
- 3 令和4年度における防災減災機能等強化事業に関する土地改良施設維持管理適正化事業実施要領の7の手続は、同項の規定（手続の期限に係るものに限る。）に関わらず、この要領の施行後、速やかに行うものとする。